

Tax-Account

第83号

平成25年10月31日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

税務署・市役所等からの郵送書類について

税務署から「年末調整等説明会資料及び年末調整のしかた等在中」と書かれた封筒、市役所（横浜市では特別徴収センター）から「給与支払報告書関係書類在中」と書かれた封筒が届く時期です。

当事務所に年末調整業務をご依頼いただくお客様におかれましては、これらの封筒に入っている書類（手引きの冊子は不要です）を担当者にお渡しくださるか、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

「Tax-Account」について

当事務所では、毎月1回、この「Tax-Account」を発行しております。

この「Tax-Account」のバックナンバーは、当事務所ホームページにて公開しております。

下記URLにてご覧いただけます。



発行：

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810

FAX： 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL： <http://www.tax-account.jp>

「NISA(ニーサ)」の注意点 ～平成25年度税制改正(その6)

平成26年1月から、新たに「NISA(ニーサ)」と呼ばれる少額投資非課税制度がスタートします。テレビのコマーシャルなどでも紹介されていますので、ご存じの方も多いかと思えます。

NISAは、平成11年にイギリスで導入され、同国民の約4割が利用している「ISA(アイサ)」の日本版です。愛称の募集には、約7,000件もの応募があったそうで、「N」は「ニッポン」を意味します。「アイサ」に「N」をつけたのですから、「ナイサ」になりそうなのですが、「無いサ」は縁起が悪いので、「ニーサ」にしたのだらう……と、推察します。



NISAは、上場株式等の配当・譲渡益に対する「10%の軽減税率」が今年で廃止され、来年から「20%の本則税率」に戻ることを受けてスタートする制度です（別途、復興特別所得税もかかりますが、今回は割愛します）。

NISAについて、簡単に説明すると……、

平成26年から平成35年までの10年間、毎年100万円の「枠」がもらえます。この枠に入れた上場株式等から得られる配当や売却益は非課税になります。（金融機関にNISA専用口座を開設する必要があります。）

年間100万円という上限は、投資（購入）して枠に入れる金額の制限であって、非課税となる配当や売却益に上限額はありません。

ただし、毎年の枠の寿命は5年間しかないので、1年目に投資した株式などが、5年後にまだその枠に入っているときは、枠の外に出す（非課税が適用されないことになります）か、6年目の新しい枠に入れる必要があります。

この制度を最大限活用すれば、最長14年間（平成26年から平成39年まで）にわたって、配当や売却益の非課税というメリットを享受できるのですが、注意すべき点もあります。

① 新たに投資をする必要があること

毎年100万円の枠は、その年に新規に投資する上場株式等と、他の年の枠から移す（例えば、上記のように、1年目の枠から6年目の枠に移す）上場株式等のみが対象です。

特定口座などで、すでに保有している上場株式等をNISA専用口座へ移すことはできません。

② 他の口座の損益（黒字や赤字）と通算できないこと

NISA専用口座内の上場株式等は、他の口

座の上場株式等とは、税務上別枠で考えることとなります。

例えば、NISA専用口座を使って100万円で購入した株式が値下がりして80万円で売却した場合、20万円の損失となりますが、この損失を他の利益（例えば、特定口座での株式売却益）と通算（相殺）することはできません。

③ 繰越控除制度が適用できないこと

上場株式等については、売却による損失について、確定申告を行うことにより3年間繰り越す（翌年以後3年間の売却益と相殺する）制度がありますが、NISAについては、これも適用できません。

④ NISA専用口座から株式等を出すとき、税務上の取得価格（買ったときの値段）が改定されること

例えば、枠の寿命である5年後に、100万円から80万円に値下がりの株式をNISA専用口座から一般口座などに移し、その後、95万円に値上がりした時点で売却すると、本来は5万円の損失（95万円－100万円＝△5万円）であるのに、逆に15万円の利益（95万円－80万円）であるとして、課税されることとなります。

税務上、売却価格から差し引く取得価格が、上記では、100万円から80万円に改定されていることとなります。

⑤ 枠の再利用ができないこと

例えば、20万円の株式を5株購入し、その後、4株を売却したような場合、100万円の枠の中に「80万円の空き」ができるように思えますが、この枠を再利用することはできません。

⑥ 口座の開設について、使い勝手が悪いこと

NISA専用口座の開設可能期間は、平成26年のスタート以後4年間、その後の4年間、その後の2年間、という3つの期間（「勘定設定期間」）に区切られています。この期間ごとに住民票を提出して口座を開設する必要があります。また、同一の勘定設定期間内は、口座を開設する金融機関の変更ができません。

いったん開設したNISA専用口座を廃止した場合、同一の勘定設定期間中は専用口座を再び開設できません。

開設できるNISA専用口座は一人についてひとつだけです。口座を開設する際は、取り扱っている投資商品や手数料などをよく比べて、慎重に金融機関を選ぶ必要があります。